

青森県報

第五百二十四号

令和四年
十月十七日
(月 曜 日)

目 次

告 示

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………

(障 害 福 祉 課) ……

○ 土地収用法による収用又は使用の手続の開始……………

(監 理 課) ……

公 安 委 員 会

○ 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………

(警 務 課) ……

告 示

青森県告示第五百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

みつばち薬局	名 称	所在地	指定辞退年月日
青森市浪館前田三丁目二二の九			令和四年十月十七日

たんばば薬局	青森市浜田二丁目一五の一九	〃
なみうち調剤薬局	青森市浪打二丁目四の二	〃
かにた調剤薬局	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三九の一	〃

青森県告示第五百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

青森県

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

3 収用又は使用の手続を開始する土地

イ 収用の手続を開始する土地

青森県八戸市大字尻内町字田端山内

ロ 使用の手続を開始する土地

青森県八戸市大字尻内町字田端山内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

八戸市庁

公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第十一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）	別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）	別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）	別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）
署 警察 所轄 名称 位置	署 警察 所轄 名称 位置	署 警察 所轄 名称 位置	署 警察 所轄 名称 位置
<p>八戸 署 警察 所轄 名称 位置</p> <p>〔略〕</p> <p>大館警察 官駐在所 八戸市新井田西三丁目十五番十二号</p> <p>南郷警察 官駐在所 八戸市南郷大字市野沢字三合山四十一番地四十八</p>	<p>八戸 署 警察 所轄 名称 位置</p> <p>〔略〕</p> <p>大館警察 官駐在所 八戸市新井田西三丁目十五番十二号</p> <p>中沢警察 官駐在所 八戸市南郷大字市野沢字家口山六番地二</p>	<p>八戸 署 警察 所轄 名称 位置</p> <p>〔同上〕</p> <p>大館警察 官駐在所 八戸市新井田西三丁目十五番十二号</p> <p>中沢警察 官駐在所 八戸市南郷大字市野沢字家口山六番地二</p>	<p>八戸 署 警察 所轄 名称 位置</p> <p>〔同上〕</p> <p>大館警察 官駐在所 八戸市新井田西三丁目十五番十二号</p> <p>中沢警察 官駐在所 八戸市南郷大字市野沢字家口山六番地二</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和四年十月二十日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円